

審 議 結 果

次の審議会を下記のとおり開催した。

審議会等名称

神奈川県児童福祉審議会社会環境部会

開催日時

令和6年11月11日（月）14時から16時

開催場所

県庁東庁舎 11階 111会議室

出席者

天野 潔	神奈川県書店商業組合事務局
いそもと 桂太郎	神奈川県議会議員【委員長】
岸 真介	神奈川県青少年指導員連絡協議会副会長
佐藤 大輔	神奈川県社会福祉協議会施設部会
関守 麻紀子	神奈川県弁護士会弁護士
山崎 幸子	神奈川県公立中学校長会副会長
渡邊 一弘	専修大学教授【部会長】

審議経過

（渡邊部会長）

それではここからは私の方で会議を進めていきたいと思っております。本日の出席委員は私を含めまして7名であり、児童福祉審議会の規則の定めるところの定足数を満たしております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

本日は傍聴希望者はありませんでした。

会議の公開についてですが、本会議は神奈川県情報公開条例及び、それに付帯する県の要請に基づき、県の情報公開条例第五条各号が非公開情報と規定している個人情報に該当するような事項について審議するような場合、及び、審議会を公開することにより審議会の公正・円滑な運営に支障が生じる場合を除いて、公開するという事となっております。

本部会においては、優良図書推薦にあたっての個々の選考過程の部分につきましては、非公開とする整理を行っておりますが、本日は非公開となる内容の議題は予定されておらず、会議全体が公開の対象となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それではこれより議事に入らせていただきます。

本日の内容につきましては、お手元の次第でございますように、まずは、児童福祉審議会社会環境部会についての説明を行うこととさせていただきます。

今回は8月に行われた委員改選後初めての会議となっており、委員のメンバーも約半数が入れ替わっておりますので、部会の位置付けや今期のスケジュールなどについて確認をしたいと思います。

その後協議事項としまして、有害興行の指定を取り扱います。その後、報告事項といたしまして優良図書の推薦について、前年度立入実績等の報告を予定しております。

これからおよそ16時ぐらいまで、効率的に議事を進めて参りたいと考えておりますので、委員

の皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは児童福祉審議会社会環境部会について、事務局の方から資料の説明をお願いいたします。

(事務局から資料1-1、資料1-2、参考資料1から6により説明)

(渡邊部会長)

ありがとうございました。

ただいま当部会の位置付けでございましたり、これまでの議論や最近の青少年の問題の状況についてご説明いただきました。

確かに今はインターネットSNSについては、犯罪、非行の入口としても具体的な犯行ツールとしても連日のように報道されておりますし、被害の方でも、性被害、児童、青少年の福祉を阻害するような行為、若者の未熟に乗じたような行為というものも連日のように報道されており、非常に重要な社会の問題となっていると思われま。

今後も青少年をめぐる問題等について情報の収集を継続的に行いながら、委員の関心の高い事項でしたり、今日的な課題を取り上げて重点的協議事項として、今期中に議論を深めたいとのごことでございます。

ただいま事務局の方から丁寧に資料をお示しいただきましたが、これらにつきまして、委員の皆様から最近の青少年に関する話題などで、気になることがございましたら、せっかく初回です。相互に理解を深めるという意味でもご自由な立場から、ご自由に、是非、ご意見伺いたいと思っておりますが、いかがでございませうか。

(天野委員)

今朝のニュースでちょっと知ったんですけども、オーストラリアでは、SNSを16歳未満全員禁止にするっていう法案が、今度出されるってことなんですね。ただ、結局そこまでしないといけないう。注意とかそんなものではどうにも先は見えない、そういうような形で初めてオーストラリアでは、そういう法案を年末に出すっていう。そういうところで、追い詰められているから、他の国でも多分、どんどんそういう形で増えていくと思うんですけど、ただ単にダメだ、ダメだと言ったって、絶対無理なんですけど、やっぱりそういうような、思い切った手段をとっていかない限り、青少年の問題は、私は消えていかないと思うんですね。

(渡邊部会長)

ありがとうございます。確かに、諸外国で強い規制というものに踏み切るところがあるということは私も認識しております。

確かにこれだけの被害の状況を感じると、やはり委員のおっしゃる通りそのような対応も検討する必要があると思いますが、ただ、SNS等については実際の社会の中の連絡手段として、日常生活と切っても切り離せないというような状況もあります。あとはその「表現」というものについての規制というものの慎重さというものもやはり考えなければならぬ。

でもやはり、改めてこの被害の大きさを考えると、この社会環境について、本当に真剣に考えなきゃいけない問題と私もそのように考えております。ありがとうございました。他にいかがでございませうか。

こういう、インターネットだけでも学校でしたり警察などで教育指導等を一生懸命行っているところではありますが、それでもどうしても連日のようにこのようなニュース、報道を通じて我々は、社会の深刻な状況を目の当たりにしているわけですが、これに対して我々どのように向き合っていくべきか。いかがでございませうか。

(いそもと委員長)

確認というか、聞き漏らしてしまったので確認なんですけども、10ページのところで、青少年保護育成条例関係のご説明があって、広島県のお話があったと思います。本県については、もうすでに元年に、改正済みだけれども、その時とはまた違った新しい、法律なんですかね、にもあってその部分はまだ着手していないのというような、感じで受け止めたんですけど、もう一度伺っていいですかね、その中身。もし議論して、根拠もそれに合わせるような、必要なのかどうか、そんな議論ができるような部分で、確認したいなと思っているんですけど。

(事務局)

昨年、刑法の改正がございました。いわゆる性犯罪の部分についての強化というのがございまして、大きな変更点といたしましては、もうすでに、私どもの青少年保護育成条例の中では、措置済みではあったのですが、裸の写真等を要求する行為を禁止するというのが1つと、もう1つは16歳未満の者に対して、面会要求等の罪というのが新設されたというのが大きな刑法上の変更点でございます。刑法の中では16歳未満と年齢が区切られたことで、現状18歳未満の青少年を対象にした我々の保護育成条例との16歳から18歳までの年齢差、刑法でカバーされない部分を、条例上措置するべきかどうかということが昨年来、課題としてはあるのですが、現状では、刑法の改正自体がされたばかりであり、刑法の改正後の運用の状況というのもまだ見えない状況であるというところで、今後の各地域での取組状況であったりとか、或いは刑法の運用の仕方だったりというのを、今後も見守っていきましょうという形で、昨年来、議論されてきたところではございます。

(いそもと委員長)

ということは、今現状では、すぐに追加するというか、その部分を変えていくということは、考えてはなく、全体の様子を見ながら、他県の、今のところは、広島県だけなのかもしれませんので、他の県の様子も見ながら、検討は続けていく。ただ、今すぐではないというそのような考え方ですか。

(事務局)

はい。

(いそもと委員長)

ありがとうございます。あと、すいません。あともう1点、ちょっと資料なんですけど、できれば、これ多分、データだと、カラーで綺麗に見えるのかなというふうには思っているんですけども、ちょっと円グラフやなんかでも、境がどこなのかよく見えなかったりするので、できましたらこれは、カラーで見やすく、紙資料の場合は見やすくしていただけるとありがたいなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。以上です。

(渡邊部会長)

ありがとうございます。

刑法改正を受けての条例の対応については、今お話がありましたように、他の都道府県の同種の審議会でも検討事項となっているところが多いようでございます。これについては従来、各県条例が担っていた部分についてかなり刑法での対応というのが強まったというところで改めて条例と法の関係というものを踏まえながら、条例にどこまで落とし込むのかという点について、各県かなり丁寧な議論がされているというところでございます。多くの県において他の県の対応や

運用を見ながら検討を進めているというところとなっているのだと思います。他、いかがでしょうか。

(岸委員)

ちょっと関連したことかもしれないのですが、私2期ほど携わらせていただいて、なかなか、優良図書のおすすめが忙しくてですね。何かそればかりやっているかなって感じもあるんですけど、その中で、例えば、以前、インターネットとかSNSの話がこの重点協議事項の中で協議している。

他方で、社会環境部会の分掌の中では、読もうと思えば読めるんでしょうけども、インターネットとかSNSということは全然入っていない。これだけで分掌に加えていいのかなということ。もう1つは実際この青少年保護育成条例ができた昭和30年のときには多分、当然、インターネットとかSNSはなかったと思うんですけど、この辺で、今の条例では第4章にインターネットってあるので。こういう形の整備をされたのはいつぐらいなのでしょう。

保護条例とか、附則としてついたのはいつごろなのでしょう。

(事務局)

22年の改正ですね。第4章の方は、平成22年の改正のときに追加されています。

(岸委員)

平成22年、結構、年経っていますね。わかりました。

(事務局)

資料1-1の過去の重点協議事項の中で、冒頭になってございますが、平成20年度は「インターネットが青少年に与える弊害と対策について」となっています。

(岸委員)

一部改正となるんですかね。

(事務局)

そういった流れではないかと思います。

(事務局)

インターネット上の情報に係る努力義務等というのは、平成17年ごろから入ってはいるのですが、インターネットのいわゆるフィルタリング、そういったところに関しては、国のほうでいわゆる「青少年インターネット環境整備法」で、法律において取組を行っている状況ではあります。法律で措置されない部分を補足する意味で、平成22年に第4章で、携帯電話の接続提供義務者、業者への書類による説明義務であるとかその辺を取り入れて、さらに強化をしたという経緯があります。

(岸委員)

今日最近の青少年を取り巻く状況ということで、SNSの話が結構出てきて、資料にもありますが、いろいろ問題が出ているということで、何か平成22年の改正後、そういう形の条例の範囲の中で何とか見れるところは見えていこうということですね。わかりました。はい。またそれはぜひある部分ね、見直していかなくてはならないのかな、とは思っています。ありがとうございます。

(渡邊部会長)

ありがとうございました。

他にいかがでございましょうか。

闇バイトについては横浜の事件に関しても報道されておりました、神奈川県にとっても大きな問題でございます。

若者が安易に手を出してしまうという問題が見られるほか、インターネットに関わるような問題でもあります。そして、やはり金銭目的、若者の貧困、経済的な状況等を背景にしてということもあります。若者を取り巻く環境等の見直しというところも踏まえて、本質的な部分まで検討しないと有意義な対応ができないというところで、その辺の考察というところもやはり避けて通れないところであると思います。

せっかくですから、このあたりについてもご意見を伺えればと思いますが。

(天野委員)

全然違うことなんですけども、若者はこのお金困ってるといったときに、お金がないってこととの相談ってのはどういうところに行くんですか。

返済が滞ってどうしたらいいんだっていうそういう問題っていうのは。

(渡邊部会長)

役所関係で言うと、どちらになりますかね。

生活保護に直結する問題ではないでしょうけど、やはり生活に困窮してるというと、そういった福祉の部門というところがあると思います。

(天野委員)

そういうところがはっきりわかってないから結局行くところがどこかわからないから、結局そういう方向にいっちゃう。

いや、ちゃんとこういうところがありますよっていろいろところで紹介すれば、そこに一对一で相談に行くのかなと思うんですけどね。その場所がわからないんですよ。

そういうときにお金に困って、金融業者から借りたが返済に困ったとか、そういうときに、どこに行ったらいいのかっていう。

(渡邊部会長)

一応青少年に対してのよろず窓口みたいなダイヤルというのは神奈川県も用意はされておりますよね。ただそれが、周知の問題等もあってなかなか若者に届かないというところがあるのかもしれないですね。

(天野委員)

もうちょっとその周知の仕方に、若者が目に届くような形のところにやっていかなきゃいけないのかなと思ってますね。ただ、これもしかしたらやってるのにもかかわらず、そういう人たちはわかってないと思うんですよ。どこに相談しに行ったらいいか。身近に、ちゃんと行けるところをわからないと、なかなか先に進まないんだよね。

(渡邊部会長)

そのような窓口についてはどのようになっておりますでしょうか。その機能や浸透度についてもご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

先ほど天野委員のおっしゃった、生活困窮者の問題に関して言えば、現状、例えば市役所にまず飛び込んでいただければ、当然そこで生活保護まで一気に行かなくても、困窮者に対するご相談の窓口がありますし、県もいろいろ、渡邊先生のおっしゃったよろず相談を始め、いろんな相談窓口があり、とにかくどこかに飛び込んでいただければ、そこからしかるべきところにつなぐことはできると思います。

(天野委員)

それをはっきりとして、困ったときにこの電話番号に連絡しなさいっていう表示がないとなかなか難しいんじゃないですかね。その市役所に飛び込んでどこかで聞けばいいって言われても、相手がちゃんと対応してくれるかどうかって不安ですよ。

(岸委員)

でもこの東京都がト一横で相談施設、きみまも@歌舞伎町で1ヶ月で1500人。だから、多分、今の若者って相談するというよりも、SNSで繋がってくるっていうことが多いのかと思う。これはすごい数。これはちょっと驚きました。(電話や窓口相談だけでなく)いろいろ繋がり方があるのかなあとと思います。

(佐藤委員)

ここのSNSの利用目的っていうところも、項目で見ると新たな交流関係を広げるためっていうのが、これ、必ずこの項目に入ってるんですけど。例えば、13歳から19歳だと、4位に上がっちゃってる、交流関係のとらえ方が、すごい幅が広いなあっていうのは。例えば、今の現状、様々なご家庭があって、経済的にもいろんな状況があると思うんですけど、そういった中でもその家庭とか学校とかの居場所みたいなところっていうのが、児童・子どもたちがやっぱりどうとらえているのかなっていうのが、その背景にはいろんな交流を広げるって意味でも、幅が広がっているなあとというのは、ちょっとこのデータを見させていただいて、そういう背景が、ちょっと、見え隠れするという感じがしています。

(渡邊部会長)

闇バイトに応募するというのも見方によっては経済的困窮に対するSOSの発信ということも言えると思います。そして、社会の中にはその若者の未熟に乗じて、よくない方向に導くような形で、関わりを持つととする者もおります。新たな関わりを持つとしてもそれを健全な方向に、適切な方向にいかに向かうかというところが我々による働きかけとして求められるところなのではないでしょうか。

ただおっしゃるようにその働きかけの手段として、今若者が選べるのがそういったSNS、それにはいろいろな罣もあるというところを踏まえてどのように社会の環境整備をするかというところは確かに重要であると私も思います。

そのほか、ご自由に、どのような立場からでもいかがでございましょうか。

(山崎委員)

それでは、学校現場からということで。様々な資料と、皆様のご意見を伺って、もう皆さん、学校をそのままぐっと凝縮したようなお話で、どれもこれも全部、学校の中での実態がございまして、我々教員の方もアンテナ張って動いているような内容が今日こうやって綺麗に整理されているなっていうふうに感じております。一番日頃から感じるのは、子どもの問題なんですけど、そして起こっていることはどうしようもなかったり、何でそんなことっていうようなことな

んですけれども、子どもの問題だけども、大人の問題ですっていうのをすごく感じていて、結果として子どもに表れてるけれども、「やっぱりそれは大人の問題でしょ」というのは、すごく、私たちが闘いの目の前にあります。学校現場なので子どもを指導するんですけど、それが、（根本の問題は）大人でしょっていうこのやりきれなさ。

どうしたらいいかっていう、今日こういうふうな場でいろんな関係の皆さんも居られる中で、やっぱり子どもに関わる大人が、どういうふうに、示していくかでしっかり子育ても子どもに正面切って、ぶつかりながら愛情とともに育てていくかとか、そういったことをすごく感じています。

これをやったからすぐこうなるっていう、簡単なストーリーではない、複雑なものではあるけれども、やっぱり子どものせいではなくて、大人なんだということはすごく感じており、こういう場で、どのようにそれぞれのお立場で、それが伝わるようにやっていけるのかなっていうようなところは感じます。また、闇バイト、他のト一横キッズもそうなんですけど、子どもが、もちろん、経済的な（問題）とかっていうこともありますけど、やっぱりその先が読めない、発達の課題だったり、一緒に悩んでくれる親や家族がいなかったりするところもありますので、そういった、先ほどヘルプが出せる場所って言うてくださってましたけれども、やはり、家庭がだめなら、その地域が、役所が、学校がっていうふうに、そうやって、一番近くにいる家族が救えればいいんですけど、そこが十分でないから、どこにSOSを出していけば適切なところに繋がるのかっていうようなことが、仕組みとして、考えていきたいなっていうふうには、思います。

（渡邊部会長）

ありがとうございます。

親の問題、それから福祉に関わる問題というところ、改めて今のお話を伺いますと、先ほど本部会の分掌事務の範囲なんて話もありましたけど、決して縦割りだけで、この部会だけで乗り切れるような問題じゃない。いかに各問題を検討する部門と、ネットワークを構築していくのか。そのようなことを提言していくなどということももちろん我々として必要な役割であるというところで、児童福祉審議会社会環境部会として我々は集まっておりますが、部会として重点事項として取り組むことはもちろん、関係各所と関係を構築したうえで、いかに有意義な検討を行っていくのか。この問題と向き合うことの困難さを改めて思い直したところでございます。

（天野委員）

すいません。ちょっと山崎委員にお聞きしたいんですけども、今先生っていうのはすごい忙しくて、多くの生徒とコミュニケーションをとってとかって、なかなかそういう姿って見かけないんですよ。放課後先生も、自分たちの勉強などでもう忙しくて、それだとあまりそういう生徒とのコミュニケーションを放課後、昼休みでも、とっている姿を教科書届けてても見かけることないんですよ。やっぱりそれだけ忙しいんですか。

（山崎委員）

やっぱり、この問題も、先ほどの話と通じるんですけど、子どもって、昔も今も本質は変わってない。先生も昔も今も本質は変わってないです。子どもと先生がお話して、話ししながらもうあつという間に相談しながらいろいろとワクワクして解決したり、本当は変わってないんですよ。

変わってないんですけど、切り取られ方だとか、やっぱり、確かに子どもが塾で忙しかったり先生方も、いろんな書類で忙しくて、でも、子どもと先生が語り合ったり、それを打ち明けたり一緒に何か汗かいたり、それで感動したりする、学校本来のものは、昔も今も変わってないです。ですからご心配いただくような相談を目にする場所はあまりないように、確かにそうかもし

れないんですけど、ちゃんと場所を用意していたり、時間を設定していたり、あとそれこそ、タブレット上で、相談もできるようになっていたり、それなりに形は変わっているけれども、ご心配いただいたようなものを、大切にしている学校文化は昔も今も変わらないと信じています。

(天野委員)

私は昔ながらの人間だから、どうしても会話でと。

(山崎委員)

そういうのはもちろん、それが一番大事だと思います。ありがとうございます。そうやって見ていただけてるんだなっていうことを学校に持って帰りたいと思います。ありがとうございます。

(渡邊部会長)

先生方の労働環境等の問題なども、青少年のあり方と切っても切り離せないものとなりますね。

(山崎委員)

すいませんお話、続けてしまってもよろしいでしょうか。この例えば10ページ11ページのようなことが起こりそう、または、ちょっとそういった、噂が入ってきて、子どもへのヘルプが必要だという場合は、もうそれこそ、8時9時、10時11時まで、先生方、必ずやっておりますし、本校も、先週からちょっと性的案件であったんですけども、すごく丁寧に丁寧にやっております。

以前だったら、すぐに着地してしまうようなことも、右の角度から左の角度から親の目線からと丁寧に丁寧に、やっている。

なかなか、忙しいと言いながらも、子どもが大好きな人たちが仕事していると信じています。嬉しいです。関心を持っていただいていることが。

(渡邊部会長)

はい、ありがとうございました。

よろしいでしょうか。本部会として今後重点事項を定め、改めて委員の先生方のご意見を伺いながら、問題に対応していきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは次に、協議事項の方に移らせていただきます。まずは協議事項の1番、有害興行（映画）の指定について、こちらにつきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局から資料2-1、2-2により説明)

(渡邊部会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの有害興行指定に関する運用の実際、例外とされる緊急指定で対応せざるをえないという状況となっていること、またこのような対応をめぐるこれまでの議論についてご説明いただきました。

さらに、今回の具体的な指定した内容というものについて、ご報告をいただきました。

以上の事務局からの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

(岸委員)

この項目ですね、僕は何期かやってるから、こういうものだと思うんですけど、初めての委員の方はね、何これって感じになるかと思うんですけど、まさにこれこそ、昭和30年にできた青少年保護育成条例の遺産みたいなものでね。

さっき言った、インターネットの話も、平成21年、15年前の規定ですよ。それだって今に合うのかって話になればその通りで、今回は一応こんな新しい委員の方がいたんで、大変丁寧な説明あったんで、そういうものがわかるんですけど、多分次回やるときはね、もうこれなんかさらっとこういうことを報告しなきゃならないという理由があるからしてるんですよ、ぐらいな感じでご丁寧な説明はいらぬのかなあと思って。映画自体、映倫通ってるんですよ。

映倫を通ってるわけだから、R指定になっているから、これは最終的に青少年に観覧させないことを内外に知らしめることっていう、そういう、抑制的なね、意味合いしかないと思いますんで、次回から僕は作品の名前まではいらぬのかなと思いましたんで、ちょっと感想を言わせていただきました。

(渡邊部会長)

ありがとうございました。

(関守委員)

すいません。いいですか。ちょっと初めてで、全然わからないので。

これって、その映画館の方から、来月決まりましたっていうお知らせが来るんですか。来月の興行予定はこれですって来るんですか。

(岸委員)

多分これ文化みたいになってんじゃないですか。映画館1軒ある文化だよ。多分、映画館ももう多分ね、映画館も館外にポスター貼って、すごい映画やってんだよみたいなことやってんのかなと思っちゃったりするんですけど。

(天野委員)

もう昔から1軒しかない。50年60年っていうことだから。

(岸委員)

そうですね。もう、文化っていったら怒られるけど。

(天野委員)

何かそういう唯一残ってるところで。

(関守委員)

毎回、毎月、映画館の方から、決まりましたっていうのが来て、緊急指定をしているんですか。

(天野委員)

それは必要ないんじゃないのかな。

(事務局)

毎月月末に、先ほど説明あったんですけども、番組等がわかりましたら、私たちのところに送られてくる。それで過去とかもちろん指定していた映画とかもあるんですけども、そういった過

去に指定しているものは除き、新たにですね、またそういった作品とかがありましたら、先ほど説明した通りの流れで、緊急指定というところで、やらせていただいています。

(天野委員)

公報に必ずこの題名載せないといけないんですか。

(事務局)

そうです。基本、映画の題名とですね、その制作会社等を公報に掲載させていただいております。

(関守委員)

理解が悪くてすいません。その把握の仕方を知りたいんですけど、どうやって把握をされているのでしょうか。

(事務局)

映画館とは、対象となる映画館とですね、話をしておりますして、番組が決まりましたら私たちの方に情報提供していただきます。その情報提供いただいた番組ですね、それを過去のもので指定したことがあるとかですね、確認した上で、もし新しい映画が上映されるとかですね、過去に指定がなければ、緊急指定をしていく形でやっています。

(関守委員)

それは中身は確認されるのですか。確認しないでなんか題名とかで。

(事務局)

先ほどですね、映倫こちらの方で、もうすでにですね、照会をいたしまして、成人映画として登録されていると指定、そこの方でも、すでにもう登録されていてその時点でも把握されてます。そういった流れというところですね、

(関守委員)

映倫に確認して、指定されてればもう、そのままということ。

(事務局)

そうですね。映倫でまず成人映画となれば青少年は観覧ができませんので、そこで神奈川県条例の規定で、過去に指定がなければ、新たに緊急指定して、こういったことで観覧制限をしていくっていう流れです。

(関守委員)

ありがとうございました。

(いそもと委員長)

関連でもう少し聞いていいですかね。すいません。

緊急指定になると、具体的にはどういう処置というか、罰則とかがあるのか、それとも強制的に映させないとか、どのぐらいそういった、こう抑制できるような、条例ができる範囲とはどうなっているのでしょうか。

(事務局)

基本的に青少年に観覧させないというところがございますので、映画そのものが違法というか、そういった趣旨ではないので、先ほどご説明した通り、連絡があります、映倫でも確認していて、成人向けです、こちらから通知として、これは青少年に見せてはいけない映画であるというふうに思われますので、青少年の観覧をさせない対応をしてくださいという通知を映画館にいたします。同時に、神奈川県の記事の方で、こういったタイトルの映画が上映されますが、それは青少年が見ると健全育成を阻害するものでありますということをいわば宣言するといえますか。

それによって、どのぐらいいるかわからないけども、記事をご覧になっている青少年はそんなんだという認識していただく。

(いそもと委員長)

これは自分が見てはいけない映画だというのが、認識される。

(事務局)

保護者の方もこれ見せちゃいけないと認識していただく。

映画館側も、こちらの通知に則って、それを青少年に見せないような措置をしていただく。例えば青少年が入ろうとしたら、これは入れませんよ、年齢は幾つですかっていうことをしていただく。

条例上では、あえて見せてしまったとか、勧めたとか、見逃したとかそういったことに対しての罰則が発生するんですけども、映画を上映していることそのものは、成人の方がご覧なってもそのまま特段その、条例は青少年保護の条例なので、その範囲外と考えております。

(いそもと委員長)

となると、具体的には、実際に映画館に入るときに、身分証明かわからないですけども、そういったことを徹底してくださいとか、そういった感じでのやりとりになると。

(事務局)

おっしゃる通りです。

(いそもと委員長)

もしくはこの神奈川県の記事を見て、これは、自分が見てはいけないものなんだなっていうふうに認識するっていう。

(天野委員)

あの映画館は未成年は入れませんよ。

(いそもと委員長)

そうですね。

(天野委員)

はっきりいって。2つ映画やってるんですけども、2つともそういう内容だから、完全に未成年、絶対もう周りのメンバーで。もう人通りだとかちょっと変なところですから。そうなんです。

(渡邊部会長)

ありがとうございます。

(岸委員)

でも実際、もうインターネットとかスマホでね、もうこんな甘っちょろいもんじゃなくて、もっとすごいものが、もう簡単に、極めて簡単に見れちゃうと。だからこれは1つの流れの中で、お約束事だから。一応報告していただいていると思うんですけども、この条例自体が変わらないと無理だろうから、やっていただくということで。

(渡邊部会長)

それは、実はもっと難しい問題でして、この有害興行指定につきましては条例の構造上、一応、実際の運用としては緊急指定後の事後報告となっておりますが、報告事項ではなく、協議事項として、この分掌事務としてなってるんですね。だからただの報告を聞くだけではなく報告を受けた上で、事後的ではございますがちゃんと審議を経て、それについて承認をしなければならないというところがございます。一応条例の構造を見ると、報告事項よりも重く位置付けなければならない協議事項とされておりますので、この審議会においてもそれなりに重きを置いて検討していただく必要がある問題となっております。

審議会については条例に基づき開催されるものでございますので、やむを得ないところもあるというところで、ご了承いただければと思います。

それでは事務局からご説明いただきました令和6年3月から11月までに県が指定を行いました32作品の有害指定について、当部会としては特にご異存がなければ、了承ということで、対応させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。(委員了承)

ありがとうございます。それでは次に、報告事項の方に移らせていただきます。報告事項1番、優良図書推薦について、こちらにつきまして事務局からの資料の説明をお願いいたします。

(事務局から資料3-1、3-2、3-3により説明)

(渡邊部会長)

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたように、本部会の大きな役割のひとつとなっております優良図書の推薦については、10月末で候補となる図書の申し込みが締め切られて、次回の部会で審議するというところがございます。

審議にあたりましては県立図書館で作成された予備調査報告書をもとに審査をするということですが、やはり現物の確認が必要だということとして、次回の部会の際にですね、1時間程度試読の時間を設けたいということとございました。

この件に関しまして委員の皆様からご質問あるいはご意見などがあればお願いいたします。よろしいですかね。(委員了承)

それでは事務局案の通り推薦事務を進めていくということとさせていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、(2)前年度立入調査の実績等について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局から資料4により説明)

(渡邊部会長)

はい、ありがとうございます。

この報告事項につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

(関守委員)

ちょっと簡単なことで申し訳ないのですが、自動販売機に対する立入とか指導ってどうやるんですか。

(事務局)

基本ですね、店舗等に行きますと、今もう自動販売機にですね、取り扱ってる店舗というのは少ないんですけども、基本はお酒、たばこを扱っている対面販売の方が中心になるんですが、その中ですね、やはり店舗によってはそういった自動販売機が設置されているところに関して、管理者立ち会いの上ですね。立入調査の項目ですね、特に自動販売機はたばこで言えばタスポとかあると思うんですけども、そういった識別機能がなければ買わせないようにしなければいけないというところなんですけども、1店舗のみですね。お酒の方でそういった識別の装置がなかったので、指導という形になっております。

(関守委員)

立入調査の何かきっかけっていうのはどういうことで。きっかけがあって初めて、調査に入られるのですか。

(事務局)

年間の立入調査計画というのを作りますけれども、県内の全部の店舗に伺うというわけにはいかないんで、過去の指導事例があったりとか、あるいは実際に過去に違反事例があって、継続的に指導が必要だったり確認が必要だったりするところなど優先順位の高いものを中心に、その年に行く件数というのは計画を立ててやっているという状況になります。

(関守委員)

何か通報があったりとかそういうこともありますか。

(事務局)

計画の中に反映していくという形もあります。

(関守委員)

ありがとうございます。

(天野委員)

あとすいません、私書店なんで書店の例えば、前年のときは15件、指導件数ありますよね。これそうですね。15件は資料にある。それで今年が13件、結局これは、前年の15件回って、それで2件がちゃんと改善したから13件になったのか、新たに他のところから出てきた件数なのか、そういうの全然わかんないんですよ。改善してくれたのかどうかっていうのは。

(渡邊部会長)

その辺の実態はいかがでしょうか。

(事務局)

すみません、ちょっとそこまでは現段階で把握をしていなくて申し訳ございません。次回報告とさせていただきますよろしいでしょうか。

(天野委員)

うちも立入を受けるほうなので、年に何回か来てるもんでね。それと1つあるんですけども、コミックなんですけども、男の人と女の人の絡みのものは成人コミックのマークがついていいんですけども、今流行りのボーイズラブって言うんですか。ボーイズラブという男同士の方、これは女性の方が買うんですよね、このコミックは。中の描写はもう結構、成人コミックと同じような描写なんですけど、シールがその成人コミックのシールがついてないのともう1つ、その成人コーナーに置くと、女性の方が入ってこられないんで、買えないんですよ。

だからそのまんま、女性のコミックと同じところに並べてるんですけどね。だからああいうのはそこら辺が、自分も置いててよくわかんないんですよ。でも、ましてコーナーに入れちゃうと絶対女性が入ってくれないんですよ。それを買うわけにいかないし、中身として見れば、結構そのボーイズラブのコミックもかなり、すごい過激なんですよね。

だけど、やっぱり版元として見ればその成人コミックって謳っちゃうと、そのコーナーに置かないといけないうことで、売れ行きが悪くなるってことで、何も少しあれはないんですよ。

だからどうしても女性のコミックのところに置ける。その辺の基準がよくわかんないです。

(渡邊部会長)

指導に際してこのあたりの認定といいますか、基準というのはどのようになっているんでしょうか。同じ本でもどこに置くか、どのような本として位置づけるかなんてところは、何か基準、ないし、尺度を持って調査に当たっているということでしょうか。

(事務局)

まず、版元さんでつけてらっしゃるその成人のいわば自主的に成人指定というのをやられることがあるかと思うんですが。こちら、条例上ですね、取扱い上特に、関係ないというか。成人向けとついてるからよい、なかったら悪いというところは特段ないので。

逆にそのあたりは要は自主的に調整していただいている部分かなというふうに考えています。

基本的に区分陳列、あるいは例えば店員さんの目の届く、結局のところ先ほどの映画と同様にですね、未成年の方、成人でない方が買われるというところを、いわばきちんと区別をさせていただいているかという趣旨なので、立入検査に関してはそういったところがちゃんと区分陳列されているかどうかで、先ほどの委員からご発言あった通り、もしそれが一緒に成人でやってしまうとですね、その女性の方がわかりにくいということであれば、立入の基準上はという話ですけども、それはまた別にですね、或いは女性の方向けの成人、男性向けの成人みたいな形で、工夫していただくというのがですね、一応条例上の扱いになるかと思えます。

(渡邊部会長)

ありがとうございます。

(岸委員)

よろしいですか。すいません。私ども青少年指導員がですね、この辺の立入調査という基礎的なところをですね、20年、30年ぐらい前からやらせていただいております。当時はコンビニとか結構、最初の頃は陳列場所とかですね、区分してなくて、そういうところを調査しつつですね、指摘して川崎市から県に上げたっていうような経緯があるんですけどもね。それは大体年々、

追うごとにですね、当然ビデオ店もなくなってきたし、コンビニもしっかり大手コンビニになってきましたんで、区分陳列をしていただいているということですね。ほとんどなくなってきたような実態だと思います。ただ、とはいいつつ、まだ書店とか、ゲームソフト販売店とかですね、若干残ってるのかなと思って。それで、私も今もまだですね。若干その中で、指定をいただいた最近大型のドラッグストアとかね、そういうところも含めてですね、ちょっといろいろ調査をさせていただいてるんですけどね。いつも、我々青少年指導員から（声が）出るわけですね。

「一生懸命調査しても、なかなかフィードバックがないじゃないか」ってことですね、その辺含めてですね、また多分、県の方から川崎の市にある程度、調査結果というか、あるいはここで言う立入調査の状況みたいなのがですね、来てるんだと思うんですけども、その辺、現場の方ではなかなか一生懸命調査しても、どうなってんのかなみたいな観点っていうところもありますんで、ちょっとその辺、調査の、この辺の実態調査のですね、一種のフィードバックもお願いできたらと。よろしく願いいたします。

（渡邊部会長）

よろしく願いいたします。他いかがでございましょうか。

今ご報告いただいたのは、この条例に基づく立ち入り調査ということでございますが、例えば個室営業とかだったり有害役務などについては、例えば警察などが立入をするなど、他の機関が認知するような状況もあると思いますが、他のその関係、例えば警察などとの情報の共有でしたり、他の機関による対応件数なんかの数値の把握などというのはどのようになっているのでしょうか。

あくまでこの条例に基づいて、先ほどおっしゃった計画を立てて、年間このように立入調査を行う、それをこのように取り組んだという数字だと思いますが、このように今、例えば個室とか有害役務なんていうのは何か条例に基づき、例えば警察などが通報に基づいて何かしら調査であったり、確認をするようなこともあると思うんですが、こういう環境への取り組みに関する県全体としての数値の把握、情報の共有などが行われているのでしょうか。

（事務局）

お答えします。

一応ですね、当然立入検査なんかで、そこで非常に悪質な事例が、散見されたりですね、そういった場合に県警さんと連絡を密にしてやるということはございます。

実際に、先ほどご質問のありました、通報なんかを受けるということもあるので、その場合は、基本的には通報された方にですね、この件はもう普通にすぐに警察に言ってくださいっていうふうに、お願いをするということもあるという状況なんですけれども、そこから先、県警さんにご相談した後のですね、県警さんの個別の調査、やられてるかと思うんですけども、それは逆にちょっとそれぞれの県警さんとして発表なさっている部分ということになりまして、ちょっとこちらと合わせてですね、発表するというか、結局それはちょっとそれぞれちょっと分かれてるという。そういう状況だと思います。

（関守委員）

すいません、今のことに关しましてこの中には、警察官が行った立入調査は入っていないということになりますか。

（事務局）

はい。入ってないです

(関守委員)

入ってないと。何かこう条例では、知事の指定したもの及び警察官は立入調査を行うって書いてあるんですけども。警察官が行ったのはここには含まない。

(事務局)

そうですね。条例上の文言は、もう明らかに通報といいますかですね、段階でも非常に悪質であったりとか、そういったところがもうすでに明らかになっていて、これ警察官の方と同行しなければ、ちょっとあの、まあ、身が危ういというか、そういった場合なんかも想定した部分になっているかと思うんですけども、現状、こちらは通常であったり或いは先ほど申し上げた通り、一定の年間計画を組んでですね、なるべく沢山回れるような形で、実施している、通常の立入といいますか、そういった形の件数の報告でございますので、この中に平常そういったいわば悪質、特殊な事例が毎年含まれてるかという、ほぼ含まれていないという状況というふうにご理解いただければというふうに思います。

(関守委員)

悪質なのがあったときはどう対応されているのでしょうか。

(事務局)

その場合は当然事情に、状況によりですね、県警の方にご相談をして、一緒に行くという形になるかと思えます。

(関守委員)

実施したときはここに、それが入ってくるんですか。

(事務局)

そうですね。もしそういうことがあれば、当然、県職員も行ってますという形での数字になり、県警さんは県警さんでいわゆる捜査の一環か、予備調査でありますけども、行かれてるといふ数字のダブルカウントというか、そういう話です。

(関守委員)

わかりました。

(事務局)

有害役務提供営業施設の1件は、例年警察と県職員と合同で、この1件だけは合同でやる案件になってます。まず県職員は必ずやってるので、これが県、県職員としてやった立入調査の1件という形でカウントさせていただいてます。

すいません失礼しました。

(渡邊部会長)

今のご説明を伺うと、その調査対象というのは、ある程度固定化されてから、もう元々の名簿になっているもので今年はこちらに行こうというところで順にまわしていると、新たな新規開店とか、新たな情報というものは例えば緊急性があれば予定に組み込んでるもの以外にも対応するということになると思いますが、新たな情報の入手、それを例えば翌年度の年次計画に加えていくなんてところは実際はどのように行われているのでしょうか。今伺いますと、一度固定化された名簿ってものから動いてないんじゃないかなというような懸念も覚えます。

(事務局)

すみません。先ほどちょっと説明が不足しておりましたけれども、行政が行う立入調査に先立ちまして、やはり県内に何千とある、店舗の営業実態という、我々、県職員だけで把握することが困難でございます。

なので、岸委員からの発言もございましたけれども、県内の青少年指導員の皆様にご協力をいただきましてですね、地元の店舗がどういう条例の運用状況というんですかね、こういった形で店舗の運営がされているのかという実態を、目で見させていただくということも、実態調査という形をお願いをさせていただいております。その中で、この店舗がちょっとあやしいよというような情報をいただいたところに関しては、当然次年度の計画の中に入れていく、優先順位の高いものということで、入れていくということはしておりますので、継続の指導案件プラス実態調査の中で、ピックアップされてきた、ちょっと確認が必要だと思われるような案件については計画の中で、対応しておるといった状況でございます。

(渡邊部会長)

ありがとうございます。

(事務局)

あとはなくなるところも結構あります。新陳代謝を当然鑑みながらやってるということでございます。

(渡邊部会長)

指導員さんたちと、県との情報共有といいますかね、ネットワークのより強固な構築っていうのは本当に大事になってるのかなと感じました。ありがとうございます。他はよろしいでしょうかね。

ありがとうございました。

これで以上で予定した議事は終了しました。他に何かございましたらご発言をお願いいたします。

(いそもと委員長)

ちょっと感想と、確認という感じなんですけど、今後のスケジュールを見させていただくと、多分審議会の協議事項というか審議するところっていうのは、この有害興行の指定が主なのかなあというふうに思ったところでして。

それ以外は、今日は立入調査の話ですとか、そんなことがあったかなとは思いますが。来年の8月から、その重点的協議事項が入ってくるということで、前はコロナに対する問題だったということのようなんですけど。

この、重点的協議事項をどうやって決めていくのかなっていうところが、ちょっと見えなかったもので、そのところと、あと個人的には、今日いろんなお話を伺ってる中で、またこの資料見てる中で、非常に資料としてはその情報収集っていう意味では、最近のその起きてる事象等のデータはあって、わかりやすかったという、ちょっと見にくかったというのがありますけれども、基本的にはものとしては、わかったんですが。

ただ、今日思ったのは、やっぱりその背景に、何があるのかなというか、その原因は一体何なのかなっていうところの調査があるといいなというか、されているのかどうか。また、要因について、それが今の社会環境っていうことなんだろうと思いますので、過去からずっとこう引き続いている社会環境ももちろんありますけれども、複雑にまた進化が早い中で様々社会環境も変わ

ってますから、それについて、いち早くとらえて、解決していかなきやいけないのかなっていうふうにすごく思いまして。

やはり原因がある程度わかってないと、どうやって改善したらいいのかなというふうに思うところもあるので、ぜひその改善に資する取組、そんなのをこの審議会の中でも、何か進められることができればいいなあなんていう思いが、出て参りましたので、意見として、要望として、お伝えしたいと思います。

(渡邊部会長)

ありがとうございます。

もちろん今日各委員にお話しいただいたことについては議事録としてもまたまとめられますし、記録として残って、事務局の方で把握されると思いますが、一応今ご質問いただいた点に関しましては、重点協議事項について議題となっているのが、来年8月から9月の部会においてということですが、ここで決めるのか、それとも今日のご発言などを踏まえて、案という形で事務局においてまとめて、例えば1月の部会においてお示しいただくのかなど、今後どのように重点的協議事項の今期の取組の決定などが進められていくのでしょうか。

(事務局)

はい、部会長がおっしゃっていただいた通りですね。

一応、本日の議事録を起こさせていただきまして、広島県の話ですとか、いくつかの重点事項の芽といいますかですね。そちらに繋がるようなお話を挙げていただいたかと思えます。

なので、これからの検討という形にはなるんですけども、基本的にはちょっと1つに絞らなくて2つとか3つとかお示しするかもしれないんですが、基本的にそれを踏まえた案といいますか。そういうようなものを次回までにご用意させていただいてですね、それを初回においてはどのようなふうに進めていくかということをご議論いただくようなお話かなというふうに考えております。

(渡邊部会長)

よろしいでしょうか。

(いそもと委員長)

はい。ありがとうございます。いきなりなんか出てきても、ちょっと皆さんの考えと合わなかったりするところもあるので、できれば、次のときに、少しそういった議論、どういったものを重点事項とすべきなのかなという課題を、皆さんの方からも、もう少し具体的に出していただいで。

本当に様々だと思うんですね。

その地域が解決できることもあるかもしれませんが、その家庭に組み込んで、ある程度進めていかなきやいけない部分があったり、貧困の問題だったり、やっぱり、様々な要素があるのかなと。

そういうところがあって、闇バイトに繋がるとか、居場所がないとか、多分そういうふうになってくるところもあろうかなというふうに思うので、できればそんな議論を少しできる、時間があるとありがたいなと。

(渡邊部会長)

ありがとうございます。承知いたしました。

有意義な取組ができるように取り組んでいきたいと思えます。ありがとうございます。他の

委員の先生方いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。幹事の方からいかがでございましょうか。

(事務局)

皆さん本日はお忙しいところ、非常に有意義なご議論いただきまして、ありがとうございます。本日は初回ということで、様々の協議事項報告事項含め、かなり丁寧にやらせていただいたということでございまして、次回以降はそこに関しては、ある程度省略する形で、皆さんに協議して、なるべく重点協議事項の方に時間をお取りするというような想定で考えたいと、また部会長とご相談しながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(岸委員)

次回あれですね、優良図書。

(事務局)

すいません失礼しました。今回は優良図書の選考関係がいっぱいありました。

(天野委員)

結構、ボリュームがあるんですよ。

(渡邊部会長)

そうなんですか。1時間はとってあるのですね、なるほど。

(事務局)

皆さんに各それぞれ割り当てさせていただきつつ、ご興味あったらちょっと区切って今から10分でご覧くださいという感じで、合計で1時間というような形でかなりギュウギュウなので、すいません、今申し上げたのは、次々回という状況でございます。失礼しました。

(渡邊部会長)

はい。次回の問題も出ましたが次回の日程ですが事務局ではいつごろお考えでしょうか。

(事務局)

次回の日程につきましては1月中旬から下旬ぐらいを予定したいとは思っておりますが、本日資料とともにですね、日程調整の回答表、置かせていただいておりますので、お手数おかけしますけれども11月の22日までにご回答いただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

(渡邊部会長)

ご回答の方よろしくお願ひいたします。

はい。それではこれで本日の神奈川県児童福祉審議会社会環境部会を終了いたします。不慣れな点があったと思います。ご迷惑おかけいたしました。

長時間にわたるご協議大変お疲れ様でした。ありがとうございます。

以上